



事務連絡
平成 29 年 6 月 12 日

各 都道府県
特別区
保健所設置市 衛生主管部局 御中

厚生労働省医政局総務課

水防法等の一部改正に係る説明会等について

水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）により、水防法（平成 27 年法律第 22 号）又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 26 年法律第 109 号）（以下「水防法等」という。）に基づき市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施等が義務付けられました。

この改正を受けて、水防法等を所管する国土交通省において、地方公共団体に対して、法改正の内容や関連する手引き等に係る説明会が 6 月 2 日から 16 日にかけて開催されているところです。要配慮者利用施設を所管する貴部局においても、河川担当部局、砂防担当部局、防災担当部局（以下「河川担当部局等」という。）との情報共有等により、水防法等の改正内容等の理解に努めて頂くとともに、貴管内における河川担当部局等と一層の連携により、要配慮者利用施設における水害時・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るようお願いします。

なお、上記説明会の詳細につきましては、別途、国土交通省地方整備局等から各地方公共団体の河川担当部局に周知が行われていることを申し添えます。

また、国土交通省において、別紙のとおり、水防法等の一部改正により義務化される要配慮者利用施設の避難確保計画の作成、避難訓練の実施等の概要をまとめた資料を作成しておりますので、本資料についても関係各位に周知願います。